

まぐろ輸入 関係業者 各位

水産庁漁業調整課

### 冷凍まぐろ類等の輸入事前確認手続きについて（追加連絡）

平素より、冷凍まぐろ類等の輸入事前確認制度に御理解いただき感謝申し上げます。

平成30年4月1日からの冷凍まぐろ類等に関する輸入事前確認手続きに係る留意点については、平成30年3月6日付けの事務連絡で周知したところですが、その後、複数の質問があったことを踏まえ、別添のとおり修正・補足説明を加えましたので、今後はこちらをご参照ください。

具体的な変更点の概要は、以下のとおりです。

#### 1. 海運貨物取扱業者（いわゆる乙仲）を利用して輸入申請を行う場合

確認申請書の空白部分に乙仲業者名を記載してください。

#### 2. 複数漁船の漁獲物を申請する場合の申請書類のつづり方について

複数漁船の場合の綴り方について、複数のご質問がありましたので、再整理しました。

#### 3. 同一の漁船で漁獲された証明書まぐろと非証明書まぐろの申請（いわゆる「混じり」）について

5月17日（木）の申請より、同一の漁船で漁獲された証明書まぐろと非証明書まぐろの申請（いわゆる「混じり」）をまとめて申請することを可能とします。

#### 4. 検量数量が当初申請数量を上回った場合について

検量数量が当初申請数量を上回った場合の対応について、複数のご質問がありましたので、3つのパターンで再整理しました。

（1）追加申請について

（2）複数の漁船について申請し、検量後の商品別数量の合計値は申請数量を下回ったが、漁船別に見て申請数量を上回った場合

（3）検量の結果、当初申請していなかった魚種が混入していた場合

#### 5. 確認書の発給時間について

確認書の発給時間は、証明書まぐろは申請日の2営業日後の午後1時30分～午後3時まで、非証明書まぐろは申請日の1営業日後の午後1時30分～午後3時までに変更させていただきます。発給日翌日以降は、午前10時～午前11時45分、午後1時30分～午後3時となります。

ご不明の点等ありましたら、お問い合わせください。

なお、お問い合わせは、可能な限りメールにてお願いします。

**【お問い合わせ先】**

水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班

担当：晝間（ひるま）、姫野、吉川

TEL：03-3502-8204

MAIL：[chikage\\_yoshikawa810@maff.go.jp](mailto:chikage_yoshikawa810@maff.go.jp)

[naoko\\_himeno140@maff.go.jp](mailto:naoko_himeno140@maff.go.jp)

事務連絡  
平成30年3月6日  
(平成30年5月11日改訂)

まぐろ輸入 関係業者 各位

水産庁漁業調整課

### 冷凍まぐろ類等の輸入事前確認手続きについて (加筆・修正箇所は赤字)

平素より、冷凍まぐろ類等の輸入事前確認制度に御理解いただき感謝申し上げます。

平成30年3月6日付けで、添付のとおり、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（以下「まぐろ法」という）第10条の規定に基づく報告の徴収について」（平成30年3月6日付け農林水産省指令29水管第2886号）を発出したところです。

また、平成30年4月1日より、冷凍まぐろ類等に関し、輸入事前確認手続きが水産庁に一元化されました。これに伴い、輸入事前確認手続き及びまぐろ法に基づく報告の徴収について、下記のとおり留意点をとりまとめました。

あらかじめ御確認の上、御協力いただきますようお願いいたします。

#### 1. 確認申請書類の記載内容等について

##### (1) 様式

輸入注意事項30第2号及び第3号に基づく確認申請書（WORD形式及びEXCEL形式）並びにまぐろ法第10条の規定に基づく報告の様式（「冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書」等）及び新旧対照表は、以下の水産庁のウェブサイトに掲載しておりますので、ご利用ください。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/>

##### (2) 漁獲証明書又は統計証明書の番号の記載

「冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認について」（平成30年3月6日付け輸入注意事項30第3号）に基づく確認申請書の「備考」欄に漁獲証明書又は統計証明書の番号を記載してください（別添1の記載例を参照のこと）。

##### (3) 海運貨物取扱業者（いわゆる乙仲）を利用して輸入申請を行う場合

確認申請書の空白部分に乙仲業者名を記載してください（確認書の受領だけ乙仲に依頼している場合も記載してください）。

##### (4) 数量の記載方法

確認申請書及び「冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書（様式1）」の数量の記

載方法は、別添2を参照してください。

~~(4) 追加申請の方法~~

~~追加申請の場合の申請書の記載方法は、別添3を参照してください。~~

2. 申請書類の綴り方について

申請に必要な書類は、以下の順番で綴ってください。(◎：必須、△：必要に応じて)  
~~複数の漁船の漁獲物をまとめて申請する場合、漁船毎に2～11をセットしてください。~~

複数漁船の場合には、漁船ごとに2の①～⑦を1セットとしてつづってください。

また、1月24日の説明会において、「冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書(様式1)は、複数漁船の場合、両面印刷も可」とお伝えしましたが、「1隻につき片面印刷で1枚作成」に訂正します。さらに、確認申請書は、両面印刷での提出をお願いします。

申請書の左下の空白部分に、乙仲(海運貨物取扱業者)名を記入してください。

(提出書類一覧：修正版)

	資料名	部数	提出
1	確認申請書 (両面印刷)	原本1通、写し2通	◎
2	1隻目の漁船に係る証拠書類 ①冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書(様式1) <u>(片面印刷)</u> 申請内容に応じて、みなみまぐろの輸入に関する報告、メキシコ産太平洋くろまぐろの輸入に関する報告、外国まき網船が漁獲した冷凍まぐろ類に関する報告 ②くろまぐろの場合、漁獲証明書 みなみまぐろの場合、漁獲証明書 <u>※漁獲標識様式(CATCH TAGGING FORM)を含む</u> めばち又はめかじきの場合、統計証明書 ③船舶国籍証書 (前船籍がある場合は前船籍の船舶国籍証書) ④台湾、中国、フィリピン又はインドネシア船籍の超低温冷凍大型はえ縄漁船の場合の証拠書類(輸日証など) ⑤転載申告書及びPort clearance ⑥チャーター契約書 ⑦地域漁業管理機関のウェブサイトの打ち出し	原本1通、写し2通  原本1通  原本1通 原本1通、写し1通  原本1通 写し1通  写し1通 写し1通 写し1通	◎  △  △  ◎  △ △ △ ◎
3	2隻目の漁船に係る証拠書類 (3隻目以降も同様に漁船毎に作成する)	上記2に同じ	
4	インボイス又は契約書(漁船毎にインボイスが発券されている場合は、上記の2、3の①の後に加える。)	写し1通	◎
5	船荷証券又は航空貨物運送状等	写し1通	◎

### 3. 同一の漁船で漁獲された証明書まぐろと非証明書まぐろの申請（いわゆる「混じり」）について【新しく追記しました】

#### (1) 申請方法

同一の原産地・運搬する船で、かつ、同一の漁船で漁獲された「証明書まぐろ」（冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ、めかじき）と「非証明まぐろ」（きはだまぐろ、まかじき等）を同日に事前確認申請書を提出する場合は、まとめて申請（いわゆる「混じり」）することを可能とします。ただし、申請書は「証明書まぐろ」と「非証明書まぐろ」のそれぞれを作成してください。証拠書類は共通とすることができます。

また、確認申請書及び様式1の空白部分に「混じり」と記載してください。

申請の詳細は、別添3を参照してください。

(例) 以下の申請をまとめて提出することが可能です。

原産地：TAIWAN 運搬船：SUISAN MARU

	漁船名	証明書まぐろ		非証明書まぐろ	
		めばち	めかじき	きはだまぐろ	その他のかじき
1	TUNA NO. 1	100kg	100kg	100kg	
2	TUNA NO. 2		100kg	100kg	100kg
3	TUNA NO. 3	100kg	100kg		
4	TUNA NO. 4			50kg	50kg

必要な書類及びつづり方は以下のとおりです。

	資料名	部数																															
1	証明書まぐろに係る確認申請書 非証明書まぐろに係る確認申請書 } それぞれを作成	原本1通、写し2通 原本1通、写し2通	◎ ◎																														
2	漁船別の商品別数量を記載した一覧表 (可能な限り水産庁から提示したエクセル表を利用してください)	<b>5通</b>	◎																														
3	1隻目の漁船（TUNA NO. 1）に係る証拠書類 ①冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書(様式1) ※証明書まぐろと非証明書まぐろを1枚の様式にまとめて記載することも可能です。	原本1通、写し2通	◎																														
	<table border="1" style="width: 100%;"> <caption>5. 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報</caption> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>製品形態</th> <th>重量(kg)</th> <th>漁獲時期</th> <th>漁獲海域</th> <th>船積地(港)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>めばちまぐろ</td> <td>GG</td> <td>100kg</td> <td>2018/1-2018/2</td> <td>PCW</td> <td>Kaohsiung, TAIWAN</td> </tr> <tr> <td>めかじき</td> <td>DR</td> <td>100kg</td> <td>2018/1-2018/2</td> <td>PCW</td> <td>Kaohsiung, TAIWAN</td> </tr> <tr> <td>きはだまぐろ</td> <td>GG</td> <td>100kg</td> <td>2018/1-2018/2</td> <td>PCW</td> <td>Kaohsiung, TAIWAN</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>申請内容に応じて、みなみまぐろの輸入に関する報告、メキシコ産太平洋くろまぐろの輸入に関する報告、外国ま</p>	魚種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)	めばちまぐろ	GG	100kg	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN	めかじき	DR	100kg	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN	きはだまぐろ	GG	100kg	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN							原本1通	△
魚種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)																												
めばちまぐろ	GG	100kg	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN																												
めかじき	DR	100kg	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN																												
きはだまぐろ	GG	100kg	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN																												



⑧	<p><u>当初申請に係る確認書を受領した際に受け取った確認申請書の写し（「Ⅱ 輸入の内訳」欄を含む。また、水産庁業務欄に確認番号と確認日が記載されたもの）</u></p> <p>※ 平成 30 年 3 月 31 日以前の確認書に係る追加申請の場合は、水産庁が当初申請の際に発給した「正規許可船・畜養場リスト対策確認書」（くろまぐろ、みなみまぐろ、めばち、めかじきの場合）及び経済産業省が当初申請の際に発給した確認書の写しを添付すること。</p>	写し 1 通
---	---	--------

**（2）複数の漁船について申請し、検量後の商品別数量の合計値は申請数量を下回ったが、漁船別に見て申請数量を上回った場合【別添資料にあった情報を整理し、新しく追記しました】**

3月6日付けの事務連絡において、以下の①～⑤の提出が必要としていたところですが、加えて、⑥及び⑦の提出もお願いします。

また、様式1の余白に「追加報告のみ」と記載してください。

複数漁船の場合、①～④（漁船ごとに検量している場合は⑤を含む）を1セットにしてつづってください。

追加申請の場合の申請書の記載方法は、別添4を参照してください。

順番	書類の名称	必要部数
①	上回った数量について、冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書（様式1）	原本1通、写し2通
②	当初申請時に提出した、冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書（様式1）の写し	写し1通
③	上回った数量について、追加分の統計証明書（めばちまぐろ、めかじきの場合）等	原本1通
④	上回った数量について、台湾、中国、フィリピン又はインドネシア船籍の超低温冷凍大型はえ縄漁船の場合に添付する証明書（輸日証等）	写し1通
⑤	検量証明書、輸入許可通知書又は入庫証明書の写し	写し1通
⑥	<u>計算過程がわかる資料</u>	<u>1通</u>
⑦	<p><u>当初申請に係る確認書を受領した際に受け取った確認申請書の写し（「Ⅱ 輸入の内訳」欄を含む。また、水産庁業務欄に確認番号と確認日が記載されたもの）</u></p> <p>※ 平成 30 年 3 月 31 日以前の確認書に係る追加申請の場合は、水産庁が当初申請の際に発給した「正規許可船・畜養場リスト対策確認書」（くろまぐろ、みなみまぐろ、めばち、めかじきの場合）及び経済産業省が当初申請の際に発給した確認書の写しを添付すること。</p>	写し 1 通

**(3) 検量の結果、当初申請していなかった魚種が混入していた場合【新しく追記しました】**

追加申請ではなく、新たに確認申請書を提出してください。その際、以下の書類の提出が必要となります。

なお、確認申請書及び様式1の余白に「混入」と記載してください。

	書類の名称	必要部数
①	混入していた魚種について、確認申請書	原本1通、 写し2通
②	混入していた魚種に係る冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書(様式1)	原本1通、 写し2通
③	当初申請時に提出した、冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書(様式1)の写し	写し1通
④	インボイス(当初申請時に添付していたものでもよい)	写し1通
⑤	船荷証券(発券されてる場合には、貨物到着案内(Arrival Notice))	写し1通
⑥	混入した魚種が証明書まぐろの場合、漁獲証明書(くろまぐろ、みなみまぐろの場合)又は統計証明書(めばちまぐろ、めかじきの場合) ※ <u>みなみまぐろの漁獲標識様式(CATCH TAGGING FORM)を含む</u>	原本1通 みなみまぐろは原本1通、写し1通
⑦	混入していた魚種を漁獲したのが台湾、中国、フィリピン又はインドネシア船籍の超低温冷凍大型はえ縄漁船である場合、必要な添付証明書(輸日証等)	写し1通
⑧	検量証明書、輸入許可通知書又は入庫証明書の写し	写し1通
⑨	検量結果を整理した表(任意様式)	1通
⑩	当初申請に係る確認書を受領した際に受け取った確認申請書の写し(「II 輸入の内訳」欄を含む。また、水産庁業務欄に確認番号と確認日が記載されたもの) ※平成30年3月31日以前の確認書に係る追加申請の場合は、水産庁が当初申請の際に発給した「正規許可船・畜養場リスト対策確認書」(くろまぐろ、みなみまぐろ、めばち、めかじきの場合)及び経済産業省が当初申請の際に発給した確認書の写しを添付すること。	写し1通

(1)～(3)の具体的な事例は、別添7をご参照ください。

**5. 申請窓口への申請について**

**(1) 申請受付日時**

毎週火曜日と木曜日 午前10時から午前11時45分まで  
午後1時30分から午後3時まで

※ 現在の水産庁の受付時間と変わるので注意してください

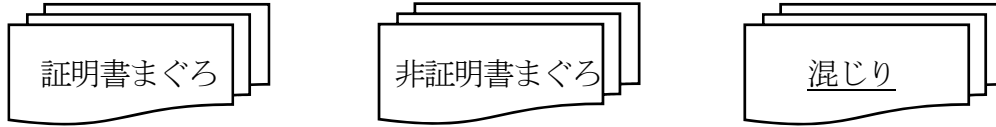


(2) 申請場所

水産庁資源管理部漁業調整課（農林水産省 8階ドア No.812）※ 現在と同じです。

(3) 提出書類のまとめ方

証明書まぐろ、非証明書まぐろ、いわゆる「混じり」の申請がそれぞれ複数ある場合、混じらないように、分けて申請してください。



また、1日当たりの申請件数が20件を超える場合には、申請日前日の午後5時までに水産庁（TEL：03-3502-8204）までご連絡ください。

6. 確認書の発給について

(1) 証明書まぐろ

火曜日の申請分は金曜日に、木曜日の申請分は翌週の火曜日以降に確認書を発券します。

第1週					第2週				
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
	水産庁 受付	→		水産庁 発給					
			水産庁 受付	→		水産庁 発給			

(2) 非証明書まぐろ

火曜日の申請分は木曜日に、木曜日の申請分は翌週の月曜日以降に確認書を発券します。

第1週					第2週				
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
	水産庁 受付	→	水産庁 発給			水産庁 受付	→	水産庁 発給	
			水産庁 受付	→	水産庁 発給			水産庁 受付	→

(3) いわゆる「混じり」の申請

証明書まぐろについては（1）の発券日に発券し、非証明書まぐろについては（2）の発券日に発券します。

(注1) 上記（1）、（2）の説明は、営業日ベース。休日がある場合は、その日数分、後ろ倒しになります。

(注2) 確認書の受け渡しは、申請書の受付と同じ場所で、発券日の午後1時30分～午後3時に行います。発券日の翌日以降（平日）は、午前10時～午前11時45分、午後1時30分～午後3時に発券します。~~申請書の受付時間・場所と同じです。~~

## 7. 申請の取り消しについて

水産庁で受付番号を押印した申請、又は、水産庁から確認書を発給した申請を取り消す場合には、別添5の「冷凍まぐろ類の輸入申請の取消について」を提出してください。

## 8. 輸入した後の手続き（いわゆる様式2の提出）について（別添6）

輸入した日から10日以内に「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書（様式2）」を報告するようお願いします。本資料は、諸外国との交渉にとって重要な報告となります。なお、まぐろ法第11条において、「報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の過料に処する」と規定しています。

また、漁船毎の重量を把握する必要があるので、複数の漁船の漁獲物をまとめて検量している場合には、必ず漁船別に様式2を作成し、提出してください。申請重量等で按分を行った場合には、その計算結果も添付してください。漁船別に検量されている場合には、いわゆる様式1の写しと検量証明書、輸入許可通知書若しくは入庫証明書を提出してください。

ご不明の点等ありましたら、お問い合わせください。

なお、お問い合わせは、可能な限りメールにてお願いします。

### 【お問い合わせ先】

水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班

担当：晝間（ひるま）、姫野、吉川

TEL：03-3502-8204

MAIL：[chikage\\_yoshikawa810@maff.go.jp](mailto:chikage_yoshikawa810@maff.go.jp)

[naoko\\_himeno140@maff.go.jp](mailto:naoko_himeno140@maff.go.jp)

# 冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認申請書の記載例

## 【1枚目】

[別紙様式1]

冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認申請書

農林水産大臣 殿

申請者名 株式会社 マグロ水産

住 所 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-3502-8204

記名押印 株式会社 マグロ水産  
又は署名 代表取締役 鮪 太郎

資 格 \_\_\_\_\_

申請年月日 平成30年4月3日

次の輸入の確認を申請します。

### I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	数 量	原産地
0303.45 0303.46 0303.44 0303.57	くろまぐろ	500kg	Republic of Korea
	みなみまぐろ	200kg	船積地域及び船積港
	めばちまぐろ	300kg	Singapore, SINGAPORE
	めかじき	150kg	
備 考	TR17900130-G-HA012、TR17900130-G-HA013、 TR17900132-G-HA01、TR17900132-G-HA02、		

●●回漕店

NEW

乙仲名を記入してください。  
(受領だけ乙仲を利用する  
場合も記入)

漁獲証明書又は統計証明書の  
番号をすべて記載してください。  
枠に入らない場合は、別紙とし  
て良い。

## 【2枚目】

II 輸入の内訳					
番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	TUNA CHUAN NO. 1	500kg			
2	TUNA CHUAN NO. 2		200kg	100kg	
3	TUNA CHUAN NO. 3			200kg	150kg
	商品別合計数量 (kg)	500kg	200kg	300kg	150kg

(注) 1 ※印のある欄は、記入しないこと。  
 2 当該申請書は、原産地別、運送する船（漁船、運搬船及びコンテナ船）又は航空機別に作成すること。  
 3 「I 輸入の内容」の数量欄は商品名（魚種名）毎に記入すること。  
 4 船積地域（又は船積港）が2地域（又は2港）以上の場合には、それぞれの船積地域（又は船積港）を併記すること。  
 5 「II 輸入の内訳」については、漁獲した漁船毎に輸入する商品名（魚種名）、数量を記載すること。また、漁船名毎に番号を付すこと。5行を超える場合は、適宜、行数を増やすこと。

NEW

**可能な限り両面印刷とする(3月6日の事務連絡より修正)**

# 数量の記載方法

【冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじき(以下「**証明書まぐろ**」)という)を輸入する場合の確認申請書(輸入注意事項30第3号の別紙様式1)】

**漁獲証明書又は統計証明書に記載されたとおりの重量を記載する**

## 【証明書まぐろ】

## 【申請書2枚目】

II 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	JIN NO.1			100.125	51.123
2	JIN NO.2			250.321	40.345
3	JIN NO.3			110.123	
4	JIN NO.4			150.456	
5	JIN NO.5			149.126	
商品別合計数量 (kg)				760.151	91.468

(注) 1 空欄のある欄は、記入しないこと。  
 2 当該申請書は、原産地別、運送する船(漁船、運搬船及びコンテナ船)又は航空機別に作成すること。  
 3 「II 輸入の内訳」の数量欄の商品名(魚種名)毎に記入すること。  
 4 船積地域(又は船積港)が2地域(又は2港)以上の場合には、それぞれの船積地域(又は船積港)を併記すること。  
 5 「II 輸入の内訳」については、漁獲した漁船別に輸入する商品名(魚種名)、数量を記載すること。また、漁船名欄に番号を付すこと。5行を超える場合は、適宜、行数を増やすこと。

II 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	JIN NO.1			100.125	51.123
2	JIN NO.2			250.321	40.345
3	JIN NO.3			110.123	
4	JIN NO.4			150.456	
5	JIN NO.5			149.126	
商品別合計数量 (kg)				760.151	91.468

統計証明書に小数点以下まで表記されている場合、**小数点以下まで記載**

そのまま転記

## 【申請書1枚目】

(別添様式1)  
 冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認申請書  
 農林水産大臣 殿

申請書  
 住所  
 電話  
 郵便番号  
 代表者  
 代表者職名  
 代表者印  
 代表者印  
 代表者印  
 代表者印  
 代表者印  
 代表者印  
 代表者印  
 代表者印

II 輸入の内訳

関税率表の番号等	商品名	数量	原産地
0303.44	くろまぐろ		TAIWAN
0303.57	みなみまぐろ		TAIWAN
	めばちまぐろ	760.151kg	船積地域及び船積港
	めかじき	91.468kg	Yunlin, TAIWAN
備考	GL 107S 12345, GL 107S 12346, GL 107S 12347, GL 107S 12348, GL 107S 00001,		

I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	数量	原産地
0303.44	くろまぐろ		TAIWAN
0303.57	みなみまぐろ		TAIWAN
	めばちまぐろ	760.151kg	船積地域及び船積港
	めかじき	91.468kg	Yunlin, TAIWAN
備考	GL 107S 12345, GL 107S 12346, GL 107S 12347, GL 107S 12348, GL 107S 00001,		

「II 輸入の内訳」の「商品別合計数量」を転記。  
**小数点以下まで記載**すること。

【まぐろ(びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)又はかじき(めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。以下「非証明書まぐろ」という)を船舶により輸入する場合の確認申請書(輸入注意事項30第2号の別紙様式1)】

「II 輸入の内訳」欄で計算した漁船ごとの数量の合計値が小数点以下となる場合、**「I 輸入の内容」の申請数量は、小数点以下を切り上げる。**

【非証明書まぐろ】

【申請書2枚目】

番号	漁獲した漁船名	商品別数量 (kg)	
		きはだまぐろ	その他かじき
商品別合計数量 (kg)			

(注) 1 捺印のある欄は、記入しないこと。  
 2 当該申請書は、原産地別、当該貨物を日本へ運送する船(漁船、運搬船及びコンテナ船)別に作成すること。  
 3 「I 輸入の内容」の数量欄は商品名(魚種名、例えばきはだまぐろ)ごとに記入すること。  
 4 船積地域(又は船積港)が2地域(又は2港)以上の場合には、それぞれの船積地域(又は船積港)を併記すること。  
 5 「II 輸入の内訳」については、漁獲した漁船毎に輸入する商品名(魚種名)、数量を記載すること。また、漁船名毎に番号を付すこと。5行を超える場合は、適宜、行数を増やすこと。

II 輸入の内訳

番号	漁獲した漁船名	商品別数量 (kg)		
		きはだまぐろ	その他かじき	
1	JIN NO.1	101.245		
2	JIN NO.2	59.335		
3	JIN NO.3	16.159		
4	JIN NO.4		54.678	
5	JIN NO.5	45.295		
商品別合計数量 (kg)		222.034	54.678	

切り上げる！

漁船ごとの合計数量が小数点以下となる場合は、**小数点以下まで記載**

【申請書1枚目】

(別紙様式1)  
 まぐろ(びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)又はかじき(めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)を船舶により輸入する場合の確認申請書

農林水産大臣 殿

申請者名  
 住 所  
 電話番号  
 記名押印  
 又は署名  
 寄 格  
 申請年月日

次の輸入の確認を申請します。

I 輸入の内容	関税率表の番号等	商品名	数 量	原産地
		きはだまぐろ	223kg	TAIWAN
		その他かじき	55kg	船積地域及び船積港
				Kaohsiung, TAIWAN
備考				

I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	数 量	原産地
0303.42	きはだまぐろ	223kg	TAIWAN
0303.59	その他かじき	55kg	船積地域及び船積港
			Kaohsiung, TAIWAN
備			

「II 輸入の内訳」の「商品別合計数量」が小数点以下となる場合、**小数点以下を切り上げる**

# 【冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書 (まぐろ法に基づく農林水産省指令29水管第2886号の様式1)】

証明書まぐろも、非証明書マグロも、前2ページで示した輸入注意事項に基づく  
確認申請書の「II 輸入の内訳」に記載したとおりに表記する。

## 【証明書まぐろ】

冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書 (様式1)

農林水産大臣 殿  
住所 TEL  
TEL FAX  
電話番号 (署名した場合には押印を捺印することができる。)  
報告年月日 年 月 日

以下のとおり報告します。【電子申請場合：電子申請の受付番号】

1. 漁獲した船舶 (深瀬し番号：1)  
※補遺書の申請時に提出した漁獲申請書の「II 輸入の内訳」に記載した番号を記入する

船名	前船名
船種	前船種
漁業種類	超低温冷凍はえ縄 <input type="checkbox"/> その他のはえ縄 (生鮮船等) <input type="checkbox"/> 手き網 <input type="checkbox"/>
IMO番号	定置網 <input type="checkbox"/> 番艇 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/>
建造年	年 建造所 (国) 全長(登録長) m ( m)
所有者住所	
使用者住所	

2. 運送  
運送方法  漁船  運搬船  コンテナ船  航空機  船名 航海番号  
運行者社名  
陸揚予定港 船荷証券番号

3. 輸入予定年月日 年 月 日

4. 輸入後の販売先  
社名 ( )  
社名 ( )

5. 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報

魚種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
めばちまぐろ	GG	100.125	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN
めかじき	GG	51.123	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN

6. 海運貨物取扱業者 (いわゆる乙仲) 名 受付番号 (水産庁が記載)

小数点以下も表記

## II 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	JIN NO.1			100.125	51.123
2	JIN NO.2			250.321	40.345
3	JIN NO.3			110.123	
4	JIN NO.4			150.458	
5	JIN NO.5			149.126	
商品別合計数量 (kg)				760.151	91.468

## 5. 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報

魚種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
めばちまぐろ	GG	100.125	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN
めかじき	GG	51.123	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN

## 【非証明書まぐろ】

小数点以下も切り上げをせず、  
小数点以下も表記

## II 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)		
		きはだまぐろ	その他かじき	
1	JIN NO.1	101.245		
2	JIN NO.2	59.335		
3	JIN NO.3	16.159		
4	JIN NO.4		54.678	
5	JIN NO.5	45.295		
商品別合計数量 (kg)		222.034	54.678	

## 5. 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報

魚種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
きはだまぐろ	GG	101.245	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN

# 同一の漁船で漁獲された証明書まぐろと非証明書まぐろの申請(いわゆる「混じり」)について(新しく追加した添付資料)

**(1) 「混じり」の申請について、漁船別の「輸入の内訳」を示した一覧表を作成する。**(様式は、可能な限り、添付のエクセル表を利用して下さい。**5部**作成)

(例)原産地:TAIWAN 運搬船:SUISAN MARU

番号	漁獲した漁船名	商品別数量(kg)			
		証明書まぐろ		非証明書まぐろ	
		めばち	めかじき	きはだまぐろ	その他のかじき
1	TUNA NO.1	100kg	100kg	100kg	
2	TUNA NO.2		100kg	100kg	100kg
3	TUNA NO.3	100kg	100kg		
4	TUNA NO.4			50kg	50kg
合計		200kg	300kg	250kg	150kg

**(2) 確認申請書は「証明書まぐろ」と「非証明書まぐろ」をそれぞれ作成する。**

確認申請書の1枚目には、「混じり」と記載してください。

水産庁から提示するエクセル表を利用する場合には、確認申請書2枚目の「Ⅱ 輸入の内訳」は、「別紙一覧表のとおり」と記載して下さい。

【証明書まぐろ】

この申請書は、漁獲された証明書のまぐろと非証明書のまぐろを混じりて輸入する場合に使用します。

品名: 証明書のまぐろ

数量: 200kg

原産地: TAIWAN

運搬船名: SUISAN MARU

申請日: 2024年10月1日

申請者: 株式会社ABC

申請書番号: 123456789

備考: 混じり

【非証明書まぐろ】

この申請書は、漁獲された非証明書のまぐろを輸入する場合に使用します。

品名: 非証明書のまぐろ

数量: 150kg

原産地: TAIWAN

運搬船名: SUISAN MARU

申請日: 2024年10月1日

申請者: 株式会社ABC

申請書番号: 123456789

備考: 混じり

番号	漁獲した漁船名	商品別数量(kg)		
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めかじき
商品別合計数量(kg)				

備考: 別紙一覧表のとおり

番号	漁獲した漁船名	商品別数量(kg)	
		きはだまぐろ	その他のかじき
商品別合計数量(kg)			

備考: 別紙一覧表のとおり



**(3) 様式1 (冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書) は、1枚にまとめて記載して良い。**

(様式1)  
冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書

輸入水産大臣 殿  
〒 \_\_\_\_\_ 国 \_\_\_\_\_ 府 \_\_\_\_\_ 県 \_\_\_\_\_ 市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ 号  
TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_  
通関業者 氏名 \_\_\_\_\_ (署名した場合には押印を捺印することができる。)  
通関業者 氏名 \_\_\_\_\_  
報告年月日 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

**混じり**

以下のとおり報告します。(電子申請場合は、電子申請の受付番号)

1. 通関した魚種 (冷凍し番号: 1-1)  
※通関申請の申請時に提出した通関申請書の「5. 輸入の内訳」に記載した番号を記入する

船名	船名
船種	船種
漁業種類	<input type="checkbox"/> 超低温冷凍は未網 <input type="checkbox"/> その他の未網 (生鮮船等) <input type="checkbox"/> まき網 <input type="checkbox"/> 定置網 <input type="checkbox"/> 密網 <input type="checkbox"/> その他( )
漁獲時期	<input type="checkbox"/> 超低温冷凍は未網 <input type="checkbox"/> その他の未網 (生鮮船等) <input type="checkbox"/> まき網 <input type="checkbox"/> 定置網 <input type="checkbox"/> 密網 <input type="checkbox"/> その他( )
漁獲時期	<input type="checkbox"/> 超低温冷凍は未網 <input type="checkbox"/> その他の未網 (生鮮船等) <input type="checkbox"/> まき網 <input type="checkbox"/> 定置網 <input type="checkbox"/> 密網 <input type="checkbox"/> その他( )
漁獲時期	<input type="checkbox"/> 超低温冷凍は未網 <input type="checkbox"/> その他の未網 (生鮮船等) <input type="checkbox"/> まき網 <input type="checkbox"/> 定置網 <input type="checkbox"/> 密網 <input type="checkbox"/> その他( )

2. 漁獲

3. 輸入予定年月日

4. 輸入税の賦課先

5. 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報

魚種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
めばちまぐろ	GG	100	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN
めかじき	DR	100	"	"	"
きはだまぐろ	GG	100	"	"	"

6. 通関手数料取扱い等 (いわゆる乙種) 名 \_\_\_\_\_ 受付番号 (水産庁が記載)

通し番号は、(1)の一覧表の番号と合わせること!

(例) TUNA NO.1の様式1

5. 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報					
魚種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
めばちまぐろ	GG	100	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN
めかじき	DR	100	"	"	"
きはだまぐろ	GG	100	"	"	"

**(4) 確認申請書は別々に作成する必要がありますが、証拠書類は「証明書まぐろ」と「非証明書まぐろ」で共通とすることができる。**

(前ページの例の場合の提出書類)

1. 「証明書まぐろ」と「非証明書まぐろ」の確認申請書 各1枚
2. 「輸入の内訳」の一覧表(上記(1))
3. TUNA NO.1に係る添付書類  
様式1、めばちとめかじきの統計証明書、船舶国籍証書、輸日証、WCPFCのウェブサイトの打ち出し  
TUNA NO.1のINVOICE
4. TUNA NO.2に係る添付書類(3に同じ)
5. TUNA NO.3に係る添付書類(3に同じ)
6. TUNA NO.4に係る添付書類(3に同じ)
7. B/L

# 追加申請の方法

## 1. 追加申請が必要な場合

検量の結果、検量後の数量が輸入注意事項に基づく確認申請書の「Ⅱ 輸入の内訳」の「商品別合計数量」に記載された数量を上回った場合、追加申請の手続きが必要です。

Ⅱ 輸入の内訳					
番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
商品別合計数量 (kg)					

(注) 1 空欄のある欄は、記入しないこと。  
 2 当該申請書は、原産地別、運送する船（漁船、運搬船及びコンテナ船）又は航空機別に作成すること。  
 3 「Ⅱ 輸入の内訳」の数量欄は商品名（魚種名）毎に記入すること。  
 4 船種地域（又は船種池）が2地域（又は2池）以上の場合には、それぞれの船種地域（又は船種池）を併記すること。  
 5 「Ⅱ 輸入の内訳」については、漁獲した漁船毎に輸入する商品名（魚種名）、数量を記載すること。また、漁船名毎に番号を付すこと。5行を超える場合は、適宜、行数を増やすこと。

### 【申請数量】

Ⅱ 輸入の内訳					
番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	TUNA CHUAN NO.1	500kg			
2	TUNA CHUAN NO.2	500kg	200kg	100kg	
3	TUNA CHUAN NO.3			200kg	150kg
4					
5					
商品別合計数量 (kg)		1,000kg	200kg	300kg	150kg

### 【検量後の数量】

Ⅱ 輸入の内訳					
番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	TUNA CHUAN NO.1	550kg			
2	TUNA CHUAN NO.2	480kg	200kg	80kg	
3	TUNA CHUAN NO.3			220kg	150kg
4					
5					
商品別合計数量 (kg)		1,030kg	200kg	300kg	150kg

追加申請が必要



申請方法は、次のページ

この分についての追加申請は不要だが、漁船別に見て検量後の商品別数量が申請数量を上回った漁船（この例ではTUNA CHUAN No.3）について、様式1を提出してください。記載方法及び提出書類は、12ページを参照。

## 2. 確認申請書の記載方法

確認申請書の余白に「追加」と記載してください。

確認申請書とともに、**計算過程が分かる資料を添付**してください。

「II 輸入の内訳」には、追加申請を行う魚種について、**すべての漁船の数量**(検量後の数量－申請数量)**を記載**してください。検量後の数量が、申請数量の範囲内である部分は、**マイナス表記**してください。

### 《前ページの場合の記載例》

#### 【申請書1枚目】

(※印刷形式1)  
冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認申請書  
農林水産大臣 殿

申請書名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
船名(船種) 又は船名 \_\_\_\_\_  
番 号 \_\_\_\_\_  
申請年月日 \_\_\_\_\_

次の輸入の欄を申請します。

関税率表の番号等	商品名	数 量	原産地
0303.45	くろまぐろ	30kg	TAIWAN
	みなみまぐろ		
	めばちまぐろ		kg
	めかじき		kg
備 考	Kaohsiung, TAIWAN		

**追加**

#### I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	数 量	原産地
0303.45	くろまぐろ	30kg	TAIWAN
	みなみまぐろ		
	めばちまぐろ		kg
	めかじき		kg
備 考	Kaohsiung, TAIWAN		
	備 考	TR17900111-G-HA01,	

**追加申請の場合は、「追加」と記載。**

#### 【申請書2枚目】

II 輸入の内訳

番号	漁獲した漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	TUNA CHUAN NO.1	50kg			
2	TUNA CHUAN NO.2	▲20kg			
3					
4					
5					
	商品別合計数量 (kg)	30kg			

(注) 1 空欄のある欄は、記入しないこと。  
2 当該申請書は、原産地別、運送する船(船舶、運搬船及びコンテナ船)又は航空機別で作成すること。  
3 「I 輸入の内容」の数量欄は商品名(魚種名)毎に記入すること。  
4 船積地域(又は船積港)が2地域(又は2港)以上の場合には、それぞれの船積地域(又は船積港)を併記すること。  
5 「II 輸入の内訳」に示すでは、漁獲した漁船毎に輸入する商品名(魚種名)、数量を記載すること。また、漁船名毎に番号を付すこと。5行を超える場合は、適宜、行数を増やすこと。

#### II 輸入の内訳

番号	漁獲した漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	TUNA CHUAN NO.1	50kg			
2	TUNA CHUAN NO.2	▲20kg			
3					
4					
5					
	商品別合計数量 (kg)	30kg			

**マイナス(申請数量の範囲内の部分)も記載すること!**

#### 【計算過程が分かる書類の例】

船名	魚種	確認書	検量結果	追加分
TUNA CHUAN NO.1	くろまぐろ	500kg	550kg	50kg
船名	魚種	確認書	検量結果	追加分
TUNA CHUAN NO.2	くろまぐろ	500kg	480kg	▲20kg

3. 追加申請時の小数点以下(グラム単位)の記載について  
 条約まぐろの場合は、申請書に小数点以下まで記載してください。

【条約まぐろ】

(申請数量)

番号	漁船名	めばちまぐろ	めかじき
1	JIN NO.1	101.245	
2	JIN NO.2	59.335	
3	JIN NO.3	16.159	
4	JIN NO.4		54.678
5	JIN NO.5	45.295	
	商品別合計数量 (kg)	222.034	54.678

(検量結果)

番号	漁船名	めばちまぐろ	めかじき
1	JIN NO.1	125.000	
2	JIN NO.2	55.000	
3	JIN NO.3	25.000	
4	JIN NO.4		59.000
5	JIN NO.5	41.000	
	商品別合計数量 (kg)	246.000	59.000

この差を申請

【申請書2枚目】

II 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	JIN NO.1			23.755	
2	JIN NO.2			▲ 4.335	
3	JIN NO.3			8.841	
4	JIN NO.4				4.322
5	JIN NO.5			▲ 4.295	
	商品別合計数量 (kg)			23.966	4.322

注: マイナス(申請数量の範囲内の部分)も記載すること!

そのまま転記

【申請書1枚目】

I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	数量	原産地
0303.44 0303.57	くろまぐろ	kg	TAIWAN
	みなみまぐろ	kg	
	めばちまぐろ	23.966kg	船積地域及び船積港 Kaohsiung, TAIWAN
	めかじき	4.322kg	
備考	GL 107S 12349, GL 107S 00002,		

非条約まぐろの場合は、「II 輸入の内訳」には、漁船別に小数点以下の重量も記載してください。「I 輸入の内訳」に記載する申請数量は、小数点以下を切り上げた数量としてください。

【非条約まぐろ】

【申請した数量】

番号	漁船名	きはだまぐろ	その他かじき
1	JIN NO.1	101.245	
2	JIN NO.2	59.335	
3	JIN NO.3	16.159	
4	JIN NO.4		54.678
5	JIN NO.5	45.295	
商品別合計数量 (kg)		222.034	54.678

【検量結果】

番号	漁船名	きはだまぐろ	その他かじき
1	JIN NO.1	135.000	
2	JIN NO.2	55.000	
3	JIN NO.3	20.000	
4	JIN NO.4		60.000
5	JIN NO.5	40.000	
商品別合計数量 (kg)		250.000	60.000

この差を申請

【申請書2枚目】

II 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)	
		きはだまぐろ	その他かじき
1	JIN NO.1	33.755	
2	JIN NO.2	▲ 4.335	
3	JIN NO.3	3.841	
4	JIN NO.4		5.322
5	JIN NO.5	▲ 5.295	
商品別合計数量 (kg)		27.966	5.322

マイナス(申請数量の範囲内の部分)も記載すること!

【申請書1枚目】

I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品	数量	原産地
0303.42 0303.59	きはだまぐろ その他かじき	28kg 6kg	TAIWAN 船積地域及び船積港 Kaohsiung, TAIWAN
備考			

小数点以下は切り上げ!

4. 追加申請は不要だが、報告書の提出が必要な場合(3月6日の事務連絡に加筆)

漁船別に見て検量後の商品別数量が申請数量を上回った漁船(この例ではTUNA CHUAN No.3のみ)については、様式1の提出が必要です。

【当初申請】

II 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	TUNA CHUAN NO.1	500kg			
2	TUNA CHUAN NO.2	500kg	200kg	100kg	
3	TUNA CHUAN NO.3			200kg	150kg
4					
5					
	商品別合計数量 (kg)	1,000kg	200kg	300kg	150kg

【検量後】

II 輸入の内訳

番号	漁獲した 漁船名	商品別数量 (kg)			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
1	TUNA CHUAN NO.1	500kg			
2	TUNA CHUAN NO.2	480kg	200kg	80kg	
3	TUNA CHUAN NO.3			220kg	130kg
4					
5					
	商品別合計数量 (kg)	1,030kg	200kg	300kg	130kg

検量によるめばちまぐろの合計数量が申請数量の範囲内であるが、TUNA CHUAN NO.3のめばちまぐろの検量数量が申請数量をオーバー⇒様式1により報告

5. 様式1の記載方法

様式1の余白に、「追加報告のみ」と記載。

様式1への記載は、漁船別に見て検量結果が申請数量を上回った魚種(上記のTUNA CHUAN NO.3)のみで構いません。

※TUNA CHUAN NO.3のめかじきは様式2で報告すればよい。

検量数量が申請数量を上回った数量分を様式1として、報告してください。

5. 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報

魚種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
めばちまぐろ	GG	20kg	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN

※ 具体的な事例は、別添7をご覧ください。

(別添5)

年 月 日

農林水産大臣 殿

会社名  
住所  
代表者名

冷凍まぐろ類の輸入申請の取消について

当社が申請しました下記につきましては、\_\_\_\_\_により、申請を取り消すことになりましたので、よろしくお願ひします。  
(下線部に申請を取り消す理由を記載してください)

記

1. 申請日 : 年 月 日 (確認申請書を提出した日です) **NEW**
2. 受付番号 : 000123 (水産庁受付番号6桁7桁を記載してください)
3. 確認書受領の有無 : 受領済 未受領  
(どちらかに○を付けてください)

# 様式2の提出について

「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書(様式2)」は、**輸入した日から10日以内**に提出してください。

(様式2)

冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書

農林水産大臣 殿

住 所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
 報告者名 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_  
(署名した場合には押印を省略することができる。)

担当者名 \_\_\_\_\_

報告年月日 年 月 日

以下のとおり報告します。

1. 確認書の申請時に水産庁が交付した様式1の写しに記載された受付番号 (電子申請の場合は、電子申請の受付番号)					
2. 輸 入 年 月 日		年 月 日			
3. 様式1による報告年月日		年 月 日			
4. 漁獲した漁船(通し番号: 1) ※ 漁船ごとに記載すること。					
船名					船籍
5. 輸入した冷凍まぐろ類の魚種別情報 ※ 漁船ごとに記載すること。					
魚 種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
6. 輸入後の販売先					
			TEL	( )	
			TEL	( )	
			TEL	( )	
7. 海運貨物取扱業者(いわゆる乙仲)名					

5. 輸入した冷凍まぐろ類の魚種別情報 ※ 漁船ごとに記載すること。					
魚 種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
キハダ	GG	125kg	2016/9-2016/10	PCW	Suva, Fiji
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>検量後の重量(※)を記載</b> </div>					

※梱包を除いた正味重量を記載してください。

GLAZE LESS後の重量がある場合には、その重量を記載してください。

加工品の場合も、事務連絡3ページの6に従い、漁船別の重量が把握できる添付書類の提出をお願いします。



## 申請数量と検量結果に差が生じた場合の具体的事例

以下の事例をもとに、作成する書類を例として示したので参考にされたい。

番号	漁獲した 漁船名	当初申請数量		検量結果			検量結果－当初申請数量			
		めばちまぐろ	めかじき	めばちまぐろ	めかじき	きはだまぐろ	めばちまぐろ	めかじき	きはだまぐろ	
1	TUNA NO.1	110,123		110,000			▲ 123			→ 様式2にて報告
2	TUNA NO.2	250,321	40,345	250,000	45,000		▲ 321	4,655		→ めかじきの追加申請 事務連絡4(1)参照
3	TUNA NO.3	149,126	51,123	160,000	51,000		10,874	▲ 123		→ めばちの 様式1の報告 事務連絡4(2)参照
4	TUNA NO.4	100,125		80,000		20,000	▲ 20,125		20,000	→ きはだまぐろの 新規申請 事務連絡4(3)参照
	商品別合計数量 (kg)	609,695	91,468	600,000	96,000	20,000	▲ 9,695	4,532	20,000	

# 追加申請時の記載方法

商品別合計数量の検量結果が申請時の商品別合計数量を上回った場合、追加申請が必要(この例の場合、めかじきの追加申請が必要)。

また、漁船別に見て、検量結果が申請数量を上回った場合、様式1の添付が必要(この例の場合、TUNA NO.2について、様式1の添付が必要)。

## ○申請書類の記載方法

I 輸入の内容			追加
関税率表の番号等	商品名	数量	原産地
303.57	くろまぐろ	kg	TAIWAN
	みなみまぐろ	kg	
	めばちまぐろ	4,532kg	船積地域及び船積港
	めかじき		Kaohsiung, TAIWAN
備考	GL 107S 12345		

II 輸入の内訳		商品別数量 (kg)			
番号	漁獲した漁船名	くろまぐろ	みなみまぐろ	めばちまぐろ	めかじき
		1	TUNA NO.2		
2	TUNA No.3				-123
	商品別合計数量 (kg)				4,532

## ○様式1の提出方法

### ●TUNA NO.2の様式1

5. 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報					
魚種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
めかじき	GG	4,655kg	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN

●TUNA NO.3については、めかじきの申請時に、様式1の添付は不要

※ めばちについては、検量結果が申請数量の範囲内なので、記入不要(記載する場合には、以下のとおりマイナス表記とする)。

めばちまぐろ	GG	▲321kg	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN
--------	----	--------	---------------	-----	-------------------

## 様式1による報告

商品別合計数量の検量結果が申請時の商品別合計数量の範囲内であれば、追加申請は不要。  
ただし、漁船別の検量結果が、申請時の漁船別の報告数量を上回っているため、様式1の提出が必要。

この事例の場合、TUNA NO.3について、様式1の報告が必要。

### ●TUNA NO.3の様式1

5. 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報					
魚種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
めばちまぐろ	GG	10,874kg	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN

※ この事例の場合、めかじきについては、検量結果が申請数量の範囲内なので、記入不要  
(記載する場合には、マイナス表記とする)。

めかじき	GG	▲123kg	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN
------	----	--------	---------------	-----	----------------------

# 新規申請に該当する場合

## ○申請書類の記載方法

当初申請していなかった魚種が混入していた場合、新たに当該魚種についての申請を行う。  
申請書には、「混入」と記載する。

I 輸入の内容			混入
関税率表の番号等	商品名	数量	原産地
0303.42	きはだまぐろ	20,000kg	TAIWAN
			船積地域及び船積港
			Kaohsiung, TAIWAN
備考			

II 輸入の内訳		商品別数量 (kg)			
番号	漁獲した 漁船名	きはだまぐろ			
		1	TUNA NO.4	20,000	
	商品別合計数量 (kg)	20,000			

## ○様式1の提出方法

新規申請を行う魚種の申請重量について、様式1を作成する。

### ●TUNA NO.4の様式1

5. 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報					
魚種	製品形態	重量(kg)	漁獲時期	漁獲海域	船積地(港)
きはだまぐろ	GG	20,000kg	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN

※ めばちについては、検量結果が申請数量の範囲内なので、記入不要（記載する場合には、マイナス表記とする）。

めばちまぐろ	GG	▲20,125kg	2018/1-2018/2	PCW	Kaohsiung, TAIWAN
--------	----	-----------	---------------	-----	-------------------

「混じり」の場合の整理表（ひな形）

番号	漁獲した漁船名	商品別数量 (kg)							
		証明書まぐろ				非証明書まぐろ			
		くろまぐろ	みなみまぐろ	めばち	めかじき				
1									
2									
3									
4									
5									
合計		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

水産庁受付番号